

令和5年度 第2回長浜市地域包括支援センター運営協議会
会議録（要点録）

日時：令和6年2月8日（木）午後3時～午後4時10分
会場：長浜市役所 5-A 会議室

出席委員：森上直樹（会長）、大塚明子、山本智子、橋本牧子
吉村三津子、尾崎秀幸、堤眞理、西川由香里、清水康治
堀口幸二、村居直美、小林孝子（敬称略）

欠席委員：大楽淳也、大森徹也、葛川豊（敬称略）

地域包括支援センター職員：北川所長、川崎所長、丸岡所長、古脇所長、
居川保健師

生活支援コーディネーター：福本 礼子（敬称略）

出席職員：横田部長、大塚課長、福永副参事、木下副参事、
主馬係長、山岸主幹、野坂主査

傍聴者：1名

2. 審議事項

(1) 令和5年度長浜市地域包括支援センターの概要・重点的取組みについて

事務局	説明
会長	5つの地域包括支援センターの取り組み報告から、いずれのセンターでも支援困難ケース・複合的な課題をもつ家庭への対応、災害時の対応（BCP）準備、地域や関係機関等との連携、若い世代へのアプローチ等、幅広い課題に対応していることを感じた。
委員	「行方不明者が増えている」という報告について、発生数など詳細を説明いただきたい。
事務局	認知症のある方の行方不明にかかる通報数が増えている。 当日中または翌日までに発見される場合は存命なことが多く、発見が遅れた際には残念な結果であったことが多い。 ここ数年の状況では、感覚的ではあるが無事に保護された方は約8割。 今年度の行方不明者の通報のあった件数は13件である。
会長	ケアマネジャーと住民との連携の重要性が高まっているが、彦根から南の自治会では、自治会活動自体が存在しなくなっているところもある。 長浜市では自治会の活動状況としてはどうか？
委員	市街地では、2自治会が活動を休止している。高齢化が進み、子ども会、老人会の活動が減るなか、地域活動の継続が難しい自治会が増えているのが現状である。
会長	地域住民の力、民間の力に頼れないということは、行政の力が必要になってくる。適切な対応をお願いしたい。

(2) 令和5年度長浜市地域包括支援センター実績報告について

事務局	説明
会長	様々な活動の報告をいただいたが、特に高齢者虐待対応のことについては、虐待する側の問題が大きいと感じている。 本人に必要な治療や支援の話をして理解いただけないこともあり、対応に苦慮いただいていることが想像されるが、長浜市の支援の実情について報告いただきたい。
事務局	高齢者虐待の対応には、長寿推進課と地域包括支援センターとが連携して対応している。高齢者虐待防止法では、養護者支援の視点も重要視されており、関係機関と連携しながら、養護者をねぎらい、養護者の介護負担の軽減や、時には養護者との分離等を検討しながら対応を行っている。その際には医療関係者の助言など支援をいただいている。
会長	虐待する側の対応で、困ることが多々あると思う。ご苦労されていると思うが今後とも必要な対応をお願いしたい。

(3) 令和6年度長浜市地域包括支援センターの委託について【承認事項】

事務局	説明
会長	令和6年度長浜市地域包括支援センターの委託については、現運営法人から変更なしとしてよいか、ご意見をいただきたい。 (意見なし) 異議なしと認め承認とする。
会長	様々なニーズに対する適切な支援を行うためには、継続性も重要。今後も引き続き5つの地域包括支援センターのご支援を継続いただきたい。

(4) 令和6年度長浜市地域包括支援センター運営方針(案)について【承認事項】

事務局	説明
会長	令和6年度長浜市地域包括支援センター運営方針(案)について、ご意見をいただきたい。

委員	VI7. 地域包括支援センターの機能強化の項目の「業務量に見合った人員体制の確保を図るとともに」の記述について、業務量という表現は、業務の内容のことなのか、件数的なことなのかをお知らせいただきたい。
事務局	業務量という表現については、内容、件数いずれにも見合った形で検討を進めていきたい。
委員	令和6年度重点的に取り組むことの項目の「早期に相談が受けられるよう、老人クラブや民生委員、自治会等の地域住民の団体や、商店や金融機関、警察等の高齢者に身近な関係機関とのネットワークを強化し」とあるが、老人クラブ等の団体との連携の際の個人情報の取り扱いについて、どのような対応をとっているか、報告いただきたい。 民生委員等との連携については、個人レベルの個人情報の取り扱いの遵守で良いが、団体への個人情報の管理については、実務上難しいように思う。
委員	老人クラブの中には、各クラブ内で必要時に情報共有を行い、個人情報を一定整理して管理し、見守り活動等に活用しているところもある。 一方で、自治会単位での個人情報の共有については、取り扱いが難しいのが現状かもしれない。
委員	個々で対応が違うとは思いますが、老人クラブという団体から、個人に対する相談をもちかけるのは難しいように思う。団体内では噂話が飛び交っているが、個人情報が適切に扱われないようでは困る。
会長	団体内といえども、個々人の中での噂話の取扱い・規制は難しい。それを規制してしまうと、噂の対象となっている人の危険サインを見落としたり、相談し合う関係性が崩れてしまう可能性があるため、注意が必要だと感じている。
事務局	相談が寄せられた個人情報の扱いは、本人の同意を得て関係機関と連携して支援を行うこととなるが、老人クラブ等の任意団体については、相談者の親しい方がその中におられる場合、見守り支援をお願いするなどの連携も考えられる。
会長	診療所に本人の付き添いとして来院する人の中には、隣人や親しい人の場合があり、本人に同意をとってはいるが、付き添いの人も同席で、本人に病状説明等を行うことがある。こうした手続きを文書などで取り交わすには大仰な感じ

	<p>もするし、難しい場面が多いと感じる。</p> <p>運営方針としては、現在の社会情勢にみあった適切なものであると思うが、他に意見はないか。</p> <p>異議なしと認め本議案は承認とする。</p>
--	---

3 その他 長浜市地域包括支援センター運営協議会規則の改正について

事務局	説明
会長	委員数の減数について説明があったが、今後は何人になる予定か。
事務局	現在15人の委員に就任いただいているが、後は委員数を12人に変更する予定。
会長	委員の選出方法については、今後どのようになるのか。
事務局	当面現在の選出方法と同様、各関係機関の所属団体に行う予定をしている。
会長	わかりました。 それでは、本日の議事は全て終了とさせていただきます。
	現在の委員は令和6年5月31日をもって任期が満了となるが、今後ますます高齢化が進む社会において、住み慣れた地域でその人らしく生活でき、たとえ状態が悪化しても、また元の状態を取り戻せるための、地域包括ケアシステムの実現に向けて、活躍されている各分野でご尽力いただきたい。